

埼玉県本庄保健所 会計年度任用職員募集要項

次のとおり会計年度任用職員(事務職)を募集します。

1 職務内容

- (1)受動喫煙防止対策・健康づくり業務に関する事務
- (2)精神保健福祉業務に関する事務
- (3)その他保健予防推進担当の業務に関すること
- (4)総務担当の業務に関すること

2 応募資格

- (1)年齢・性別・学歴は問いません。
- (2)国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。
 - ※地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 求める人材

- (1)ワード、エクセル等を使用したデータ入力・集計、資料作成ができる方
- (2)窓口・電話対応を明るくできる方
- (3)保健師、看護師等の医療系の資格をお持ちの方ですと、業務に慣れていただきやすいと思います。ただし、資格をお持ちでない方も応募いただけます。

4 採用予定者数

1人

5 勤務条件

- (1)任用期間
令和8年11月1日から令和9年3月31日まで
- (2)勤務日数・勤務時間
原則週4日・週29時間(午前9時00分～午後5時15分(7時間15分))
※休憩時間:正午～午後1時(60分)

※勤務日の割り振りについては応相談。

（ 勤務日及び勤務時間(例)
月～木：午前9時00分～午後5時15分(7時間15分) ）

(3)休日

原則、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)です。

繁忙時には、勤務日を振り替えて勤務をお願いする場合があります。

(4)休暇

年次休暇 4日

※その他の休暇は県の規定によります。

(5)報酬

月額:9,860円～11,700円

※報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

※報酬額は令和8年1月1日時点のものです。一般職の常勤職員の給与改定等を踏まえ、報酬額等が改定となることがあります。

(6)交通費

別途支給(県の規定によります。)

※通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

(7)社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険あり

※加入条件を満たす場合に限りです。

(8)勤務地

埼玉県本庄保健所

所在地:〒367-0047 本庄市前原1-8-12

※「5 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

6 応募について

(1) 応募は、令和8年10月1日(木曜日)【**必着**】までに下記担当宛てに、本募集要項に添付している履歴書(写真を貼付)と身上書に必要事項を記入の上、提出してください。

※ 応募者多数の場合は、早めに締め切ることがあります。

(2) 応募書類の提出は、郵送又は持参となります。

(3) 封筒の表面には「会計年度任用職員応募」と朱書きし、裏面に御自身の住所、氏名を明記してください。

(4) 郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故について責任は負いません。

(5) 持参される場合の受付時間は、平日午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までです。

7 選考方法等について

(1)第一次審査

応募書類による選考を行います。

※「6 応募について(3)」の朱書きがないものは書類不備となるため、第二次審査の対象にはなりませんので御注意ください。

(2)第二次審査

第二次審査(面接)は、本庄保健所内の会場で実施します。

日時及び場所については、令和8年10月2日(金曜日)までに第一次審査通過者に Eメール で連絡します。

なお、応募書類の返却はしていません。

(3)最終合格

第二次審査後1週間以内に、第二次審査の受験者全員に Eメール で連絡します。

8 応募書類の提出及び問い合わせ先

所在地:〒367-0047 本庄市前原1-8-12

担 当:埼玉県本庄保健所 総務・地域保健推進担当 根岸

電 話:0495-22-6481